

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項では正する必要が認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部課 | 監査項目 | 監査結果の内容(概要) | 措置結果の内容(概要) |
|----|------|----|---------------|----------------|---|---|
| 4 | 定監 | 56 | 市民交流部 市民相談課 | パブリック・コメントについて | <p>パブリック・コメントは、市の条例や基本的な計画等の制定に当たり、制定しようとする条例、計画等の趣旨、目的、内容を広く市民に公表し、公表したものに対して市民からの意見を募る制度です。</p> <p>令和4年12月26日付け、宝塚市パブリック・コメント審議会(以下「審議会」という。)からの答申では、宝塚市パブリック・コメント手続マニュアルの更なる充実、研修制度の導入について提案されています。この点については、令和3年度も審議会から同様の提案がされました。その後の取組が十分でないことから再度、答申に記載されたものです。取組状況について所管課に確認したところ、「マニュアルについては、昨年度と同様に答申後の今年度末までに見直しを行う予定であり、研修制度の導入については、講師による対面研修またはパワーポイントを用いた研修の実施を検討する。」旨の説明を受けました。これらは、令和3年度以降の審議会からの答申で対応を求められている事項であることから、できるだけ早急に対応するよう努めください。</p> <p>また、審議会からの答申は、所管課を通じてパブリック・コメント手続を実施した部署にフィードバックされているとのことでしたが、同じ部署で次期計画の策定時に答申内容を活用するとしてもおおむね5年後以降になることからも、審議会からの答申を当該部署だけに対する意見とするのではなく、全府的に情報を共有して、組織全体でノウハウを蓄積する必要があると考えます。パブリック・コメントは、市民と市が情報を共有しつつ参画と協働のもとで市政を運営していくための取組です。市民への広報の在り方を含め、今後も市民とのパートナーシップを意識し、市民目線でパブリック・コメントが実施されるよう努めてください。</p> | <p>マニュアルについては、審議会からの答申やパブリック・コメント実施部署からの要望を踏まえて改訂版(第6版)を作成しました。</p> <p>研修については、できるだけ多くの職員が受講できるようにグループウェア上にパワーポイント(音声付)を公開オンラインで実施する予定です。</p> <p>また、全府的に情報を共有し組織全体でノウハウを蓄積するために、審議会からの答申書についてホームページ及び府内グループウェアのライプラリにて公開している旨を再度周知を図るとともに、今年度から審議会においてA評価・B評価を受けたパブリック・コメントについて市民相談課で閲覧に供しています。</p> |
| 4 | 定監 | 57 | 市民交流部 市民協働推進課 | 宝塚市きずな家の事業について | <p>本市では、老いも若きも集える地域における居場所を地域社会に提供する事業を「宝塚市きずな家の事業」として認定するとともに、認定団体に宝塚市きずな家の事業補助金を交付しています。平成23年度の事業開始以降、合計8団体が「宝塚市きずな家の事業」としての認定及び補助金の交付を受けています。</p> <p>事業の現状及び今後の方向性について所管課に確認したところ、「事業開始当初は、まずは市内全域に10団体程度の認定を目指していたが、応募団体数が伸びなかった。一方で、これまで認定してきた団体は、事業への賛同者からの寄附や家賃などの経費削減の努力により、補助金終了後も事業が継続できており、自立した運営に向けたスタートアップとしての補助金の目的に沿ったものとなっている。これらのことにも加え、同様の事業として宝塚市社会福祉協議会が実施している「ふれあいいきいきサロン支援事業」があることなどから、宝塚市きずな家の事業補助金は一旦休止することとしており、令和2年度以降は新たな認定団体の募集は行っていない。また、これまで認定してきた団体が今後も事業を継続できるよう引き続き丁寧に対応するとともに、新規開設の相談があれば他の制度を紹介するなど、居場所づくりには継続して関わっていきたいと考えている。」旨の説明を受けました。</p> <p>認定団体数や地域の偏在など、当初の想定どおりとなっていない面はあるものの、これまで認定してきた団体が地域において一定の役割を担っていることは評価できます。今後、地域における居場所の必要性は更に高まると考えられますので、これまで認定してきた団体が補助金終了後も事業を継続できるよう支援するとともに、宝塚市社会福祉協議会との連携などにより、居場所づくりを市内全域に広げていくよう取り組んでください。</p> | <p>今後も引き続き、現在認定しているきずな家の事業が補助終了後も事業継続されるよう、認定団体や関係課等と連携し検討を行うとともに、関係部及び宝塚市社会福祉協議会などの関係機関との連携のもと、サロン事業において効果的な展開を図り、地域の居場所づくりを推進します。</p> |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部課 | 監査項目 | 監査結果の内容(概要) | 措置結果の内容(概要) |
|----|------|----|-----------------------|--------------------------------|---|--|
| 4 | 定監 | 58 | 市民交流部 窓口サービス課 | サービスセンター及びサービスステーションの在り方検討について | <p>市内に7か所設置しているサービスセンター・サービスステーション(以下「SC・SS」という。)については、平成29年度の全事業事務見直しで全SC・SSの在り方について検討を行うこととし、これを踏まえ、市民の利便性及び事務の効率性の観点から廃止等の検討を行った結果、令和元年度に策定された宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針(以下「最適化方針」という。)では雲雀丘SS及び売布神社駅前SSが見直しの対象となりました。その後の取組状況について所管課に確認したところ、「令和元年度は廃止についての理解を求める形で地域住民への説明を行ったが、雲雀丘SS、売布神社駅前SSともに反対の意見が根強かった。一方で、雲雀丘SSの地域住民からは、施設の新たな活用方法を含めた積極的な意見もあったことから、令和3年度からはこの点を中心に協議を始めた。」旨の説明を受けました。また、今後の具体的なスケジュールや代替案については、「スケジュールは定めていないが、代替案については先進自治体の取組を紹介し、地域住民と共有した。」旨の説明を受けました。</p> <p>SC・SSの在り方検討に当たっては、SC・SS以外も含めた窓口業務全体の見直しや、地域において必要な行政サービスの在り方をどのように考えるかということも関連するため、所管課だけでなく全庁一丸となり組む必要があると考えます。最適化方針の取組期間が令和9年度までであることを意識した上で、できる限り早期に市として具体的なスケジュールや方針を示すことができるよう努めてください。</p> | <p>1 在り方検討に向けてのスケジュールについて これまでの地域住民からの要望や、今回の監査結果でのご意見も踏まえて、令和5年度中にロードマップを作成し地域に提示することで、課題について共通認識を持つ予定です。</p> <p>2 SS・SCの窓口業務の見直しについて (1) 窓口業務のデジタル化(リモート窓口など)の検討 昨年度、雲雀丘SSの地域住民に対し、リモート窓口の導入など窓口業務のデジタル化を検討していく旨提示しています。令和5年度から、先進市事例の情報収集や、サービス提供ベンダからのヒアリングを行い、検討を進めます。</p> <p>(2) 窓口業務の標準化 窓口業務のデジタル化の前提として、SS・SCでやるべき対応と、総合窓口業務の各関係課でやるべき対応を峻別することも含め、各SS・SCでの窓口業務の標準化を目指し、庁内関係課との協議も行いながら、共通マニュアルの作成に向けて取り組みます。</p> <p>3 兩SSを廃止した場合における施設の新たな活用方法について 昨年度、雲雀丘SSの地域住民に対し、SSを単に廃止するだけでなく、地域に活用いただけるような新しい形に転換できるよう見直す旨回答しています。施設の新しい活用方法については、所管課単独での対応に限界があるため、複合施設の他の所管課とも協議するほか、地域住民の要望内容に合わせて庁内関係課につなげていく予定です。また、状況に応じて庁内でワーキンググループを設置することも検討するなど、全戦的な取組となるよう転換を図ります。</p> |
| 4 | 定監 | 59 | 市民交流部 国民健康保険課・医療助成課共通 | 委託契約における情報セキュリティ確保のための手続について | <p>宝塚市情報セキュリティ対策基準を定める要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項において、情報資産を取り扱う業務を事業者に委託する場合は、情報資産の取扱い等に関して、同項各号で掲げる事項を契約書に明記しなければならない旨の規定があり、同項第2号では受託者及び業務従事者の連署による秘密保持に係る誓約書の提出に関する事項についても明記することとなっています。</p> <p>令和4年度契約関連書類のうち、情報資産を取り扱う委託業務について一部抽出確認したこと、要綱に沿った運用が行われていない事例や誓約書の微取方法に疑問が残る事例がありました。また、要綱第8条第1項第7号に係る立入検査の実施状況を確認しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工場への立入りが禁止されているとの理由により実施されませんでした。工場への立入りができなかつたとしても、秘密保持等に関する遵守状況について報告を求める等、立入検査に代わる確認方法を検討すべきではなかったかと考えます。</p> <p>これらの業務委託は、いずれ多くの市民の個人情報を取り扱うものです。個人情報は一度流出してしまうと回復することが困難であることからも、セキュリティ確保においては可能な限り事前の防止対策が必要であると考えます。情報セキュリティ対策の統一的な基準である要綱に基づく手続を今一度確認し、適正な契約事務の執行に努めてください。</p> | <p>国民健康保険被保険者証印字業務委託及び封入封緘業務委託については、今年度契約分から宝塚市情報セキュリティ規則に則した運用を行い、誓約書についても確実に提出を求めていきます。</p> <p>令和5年度の福祉医療費受給者証印字業務委託及び封入封緘業務委託における要綱第8条第1項第2号に係る誓約書については、従事する従業員一人につき一枚ずつ徴収しました。</p> <p>令和5年度の後期高齢者医療保険料決定通知書等印字業務委託及び封入封緘業務委託における要綱第8条第1項第2号に係る誓約書についても従業員一人につき一枚ずつ誓約書を徴収したほか、要綱第8条第1項各号に掲げる事項を契約書に記載しました。</p> <p>また、要綱第8条第1項第7号に係る立入検査の実施につきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、それぞれの委託期間中である本年6月6日に立入検査を実施しました。立ち入り検査におきましては委託先担当者立会いの下、秘密保持等に関する遵守状況を確認することができます。</p> <p>今後は、情報セキュリティ対策の統一的な基準である要綱に基づく手続きを徹底し、適正な契約事務の執行に努めます。</p> |
| 4 | 定監 | 60 | 市民交流部 国民健康保険課 | 宝塚市国民健康保険税の減免事務について | <p>宝塚市国民健康保険税減免処理基準の減免事由のうち「4所得の激減」「5最低生活の維持困難」について、自己申告によって減免決定されているものは翌年度調査を実施する旨が規定されていますが、これまで実施されていませんでした。</p> <p>このことについて所管課に確認したところ、「申請者への詳細な周知や取消し基準を明確に定めることができていないことから、現時点では実施に至っていない。現在、兵庫県が進めている県下の保険料水準の統一には減免制度の統一も含まれており、本市の減免制度は他市町と比較して手厚いものとなっていることから、今後、減免制度の見直しも検討する必要がある。兵庫県の統一案について、来年度以降、宝塚市国民健康保険運営協議会で議論を行い、本市の減免制度 자체の見直しを図る予定としている。」、また、今後の運用については「処理基準で翌年度調査の実施が明記されている以上、可能な範囲で遡って実態把握をし、適正な運用にしたいと考えている。」旨の説明を受けました。令和9年度の保険料水準の統一に向けた検討を進める中で、本市の減免制度の見直しが必要ですが、処理基準で定めているにもかかわらず、翌年度調査が実施されていない現状には問題があると考えます。処理基準に沿った適正な事務執行に努めてください。</p> | <p>減免対象者の翌年度調査については、今後、実態の把握とともに、処理基準の見直しを含め、運用を検討していきます。</p> |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部課 | 監査項目 | 監査結果の内容(概要) | 措置結果の内容(概要) |
|----|------|----|----------------------------|-----------------------------------|--|---|
| 4 | 定監 | 61 | 市民交流部 国民健康保険課 | 宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金について | <p>宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金の状況について確認したところ、平成23年度以降は貸付実績がなく、貸付基金が活用されていない状況でした。出産育児一時金の直接支払制度の定着後も貸付基金を維持している理由について所管課に確認したところ、「直接支払制度を希望されない出産や直接支払制度未対応の海外出産により、出産費資金の貸付を希望される方がいる可能性もあり、貸付基金を維持している。」旨の説明を受けました。しかしながら、令和3年度及び令和4年度(令和4年12月まで)における海外出産を含む直接支払制度の未利用者はそれぞれ5件であり、いずれも出産費資金の貸付を受けていません。貸付制度そのものの必要性は一定理解できますが、貸付基金が長期間活用されないままになっていることは適切ではないと考えます。貸付基金を前提としない貸付制度の在り方について検討してください。</p> | <p>ご指摘のとおり、数年にわたり貸付基金の活用実績はありません。しかしながら、貸付制度自体の必要性が否定できないことから、貸付基金を前提としない予算措置を利用した制度とすべく、庁内関係各課と調整を図り、今年度中を目途として基金の廃止を検討していきます。</p> |
| 4 | 定監 | 62 | 会計課 | 新財務会計システムと文書管理システムとの連携による電子決裁について | <p>本市では、旧財務会計システムに電子決裁機能がなく、紙決裁による伝票処理に時間を要していたこと、また、伝票の改ざんや紛失のリスク、伝票の整理や検索等の業務効率上の課題もあったことから、電子決裁により伝票処理のプロセスを可視化することで、意思決定の迅速化、伝票管理の適正化を図り、内部統制の強化、ペーパーレス化及びデータの利活用に資することを目的として、令和3年10月1日の新財務会計システムの導入に併せて、電子決裁の運用開始に向けて取り組んでいます。</p> <p>電子決裁の運用開始時期について所管課に確認したところ、「令和3年度出納整理期間終了後の令和4年6月からの開始を予定していたが、出納整理期間における動作確認ができるでないこと、学校園での電子決裁導入の検討に時間を要したことなどにより運用開始が遅れしており、現在、令和4年度出納整理期間終了後からの段階的な運用開始に向けて取り組んでいる。」旨の説明を受けました。また、今後の課題については、「電子決裁の特性上、起票日や決裁日が自動入力されることになるが、例えば、3月末までの事業実施に対する市の補助金の支出など、4月以降に支出額が決定する場合の支出の意思決定を電子決裁とは別の決裁により3月末までに行なうなどの現行事務の運用見直し、それに伴う宝塚市会計事務規則等の改正が必要となり、大きな課題となっている。」旨の説明を受けました。</p> <p>しかしながら、新財務会計システムを含む宝塚市内部基幹システムの更新は公募型プロポーザルで実施されており、これらの課題は更新前に検討すべき内容であると考えます。また、宝塚市内部基幹システムサービス利用契約の契約期間が令和3年10月1日から令和9年3月31日までであること、契約金額が2億8,891万円と多額の費用を要していること、さらに内部統制の強化及び業務の効率化に資する取組であることから、可能な限り早期の電子決裁の運用開始に努めてください。</p> | <p>電子決裁の運用については、令和4年度出納整理期間終了後の本年6月19日から、予算管理、予算執行(歳入の一部)、備品管理を対象とし、電子決裁の運用を開始しました。また、本年秋には予算執行(歳出の一部)の運用開始を予定しています。残る部分については、整理のできたところから順次、運用開始に向けて取り組んでいます。</p> |
| 4 | 財援 | 63 | 企画経営部 情報政策課(株式会社エフエム宝塚 関係) | 中長期経営計画について | <p>中長期経営計画の策定状況についてエフエム宝塚に確認したところ、「『正確な情報を提供し、地域の発展に貢献する』を会社の方針としており、宝塚市からの受託事業への依存率50%以下を目指して番組制作能力の向上に努めているが、現時点で中長期経営計画は策定していない。」旨の説明を受けました。</p> <p>また、中長期経営計画が策定されていないことについて所管課の見解を確認したところ、「エフエム宝塚の経営については、17期連続黒字経営を続けており、市受託事業への依存率が高いことを除いては、経営は健全であると認識している。依存率については、所管課として毎年度業務調査などで改善を望んでおり、コロナ禍であった令和2年度を除いて低下傾向にある。市の懸念事項が少しづつ改善されてきたことから、これまで放送機器更新計画以外の中長期的な計画の策定が必要であるとまでは認識していなかった。」旨の説明を受けました。放送機器更新計画については、「現在使用している放送機器は閉局当時から使い続けているものが多く、順次更新していく必要があると考えている。一方で、更新には多額の費用が必要となり、エフエム宝塚の経営の負担となる可能性がある。リースの活用による支払いの平準化や、使用可能な機器の更新時期を遅らせるなど、放送機器更新計画を状況に応じて見直し、機器更新を必要最小限にとどめる必要があると考えている。」旨の説明を受けました。</p> <p>放送機器の更新が経営状況の影響を受けることは一定理解できますが、災害時の緊急放送をエフエム宝塚が担っていることから、緊急時の放送に支障を来すことがあってはなりません。したがって、放送機器の適切な更新を行う必要があると考えます。一方で、黒字経営が続いているというものの、令和3年度の当期純利益は18,675円、繰越利益剰余金は8,888,884円となっており、放送機器更新計画どおりに更新を行えば、近い将来に繰越利益剰余金が枯渇することは明らかです。そのことからも、売上の増加や更なる経費削減に向けた取組を反映した中長期経営計画を策定し、その計画と関連付けた放送機器更新計画となるよう、見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>計画的な機器の更新や中長期的な経営状況の把握には、単年度ではなく中長期に渡る見通しが必要ではないかと考えます。所管課においては、中長期経営計画の策定に向けて取り組むよう指導を行ってください。</p> | <p>令和5年3月31日に実施した業務調査で、中長期経営計画の策定及びそれと関連付けた機器更新計画を策定するよう指導しました。</p> <p>指導の結果は、エフエム宝塚と関係課で定期的に開催している連絡会等で、中長期経営計画や機器更新計画の作成状況を確認します。</p> |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部課 | 監査項目 | 監査結果の内容(概要) | 措置結果の内容(概要) |
|----|------|----|---|------------------------------|--|---|
| 4 | 財援 | 64 | 企画経営部 情報政策課(株式会社エフエム宝塚 関係) | 退職金について | <p>エフエム宝塚の退職金については、就業規則第52条において、「社員が退職した場合、在職中の功労に報いるために退職金を支給する。支給対象者及び算出方法等は、別に定める退職金規程による。」と定められていることから、退職金規程についてエフエム宝塚に確認したところ、「中小企業退職金共済に加入しているため、退職金規程は定めていない。」旨の説明を受けました。また、第20期(令和元年度)決算報告書中「販売費及び一般管理費」に計上されている退職金10万円の内訳及び根拠については、「中小企業退職金共済からの退職金とは別に支給したものであり、退職する社員の会社への貢献度と令和元年度の収支状況を踏まえ、取締役会で決定した。」旨の説明を受けました。なお、平成29年度にも同様に50万円が支給されていました。</p> <p>社員の退職金は本来、客観的に明確な根拠に基づき支給されるべきものですが、実際の運用は根拠に基づく適正な支給とは言えない状況となっています。中小企業退職金共済に加入しているのであれば、その旨を退職金規程に明記しておく必要があると考えます。また、取締役会で決定した退職金については議事録が作成されておらず、支給の意思決定がどのようにされたのか確認ができませんでした。</p> <p>所管課においては、退職金の支給について退職金規程を定め、それに沿った運用となるよう指導するとともに、退職金の件に限らず、取締役会の議事録については必ず作成するよう指導を行ってください。</p> | <p>令和5年3月31日に実施した業務調査で、エフエム宝塚に対し、退職金について規定を定めること、取締役会の議事録を作成することを指導しました。今後、退職金規定の策定状況や議事録の作成状況については、連絡会等で確認します。</p> <p>なお、令和5年5月に開催された第1回取締役会の議事録は作成されたことを確認しました。</p> |
| 4 | 財援 | 65 | 社会教育部 社会教育課・スポーツ振興課共通(国際ライフパートナー 株式会社・宝塚ウエルネスライフグループ・三井不動産リアルティ株式会社 関係) | 業務の実施によって知り得た秘密等事項に係る誓約書について | <p>高司グラウンド、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンド(以下「各グラウンド」という。)それぞれの、管理運営に関する基本協定書第15条第2項では「乙及び本業務に従事する者は、本業務を開始する際に、前項の内容を遵守することを誓約した書類を作成し、甲へ提出しなければならない。」、末広駐車場の管理に関する基本協定書第11条第2項では「乙は、管理業務の従事者が管理業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさない誓約書を作成し、甲に提出するものとする。」とされており、宝塚市に対して誓約書を提出しなければならないこととなっています。</p> <p>これら誓約書の提出状況について確認したところ、指定管理業務の開始から既に複数年度が経過しているにもかかわらず、各グラウンド分は未提出のままとなっており、末広駐車場分は令和5年1月19日に受理したことでした。守秘義務に関する事項は、一度流出してしまうと回復することが困難であるため可能な限り事前の防止対策が必要であり、誓約書の提出はその手段の一つとして重要です。各指定管理者制度導入施設の所管課においては、基本協定書の内容を今一度確認するとともにこれを遵守し、各施設が適正に管理されるよう指導してください。</p> | <p>(社会教育課) 機械管理を中心とする駐車場の管理において、個人情報等に触れる機会が極めて少ないと認識していましたが、府内の指摘を受けて、令和4年度に改めて業務の実態を確認し、提出を求めました。</p> <p>今後についても、指定管理者とともに、守秘義務だけでなく基本協定書の内容を遵守し、本駐車場の適切な管理運営を実施します。</p> <p>(スポーツ振興課) 所管課として、高司グラウンド・売布北グラウンド・花屋敷グラウンドの指定管理者に対して、管理業務に従事する者の誓約書を提出するように、改めて要請し、現在はすべての指定管理者より提出いただきました。</p> <p>今後は、年度当初に各指定管理者に管理業務従事者に変更がないか確認を行い、変更がある場合は都度、誓約書を提出するように指導します。</p> |
| 4 | 財援 | 66 | 社会教育部 スポーツ振興課(国際ライフパートナー 株式会社・宝塚ウエルネスライフグループ 関係) | 利用料金等について | <p>本市では、令和3年7月に策定した宝塚市行財政経営方針において、使用料や手数料などの受益者負担の適正化を進めることとし、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保するため、受益者負担適正化ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定しています。</p> <p>令和3年度における各グラウンドに設置されている多目的グラウンド(人工芝)及びテニスコート(人工芝)の稼働率を確認すると、土曜日、日曜日及び祝日では多くの月で100%に近い状況となっており、利用者のニーズが高いことが分かりますが、一方で本市施設の利用料金は近隣市の類似施設と比較して低く設定されています。</p> <p>スポーツの持つ意義から利用しやすい料金設定とすることは一定理解できますが、利用者の大多数が市民であることなどは他市も同様であり、スポーツ施設のサービスは利用者が支払う利用料金のほか、市税による負担により提供されていることから、受益者と非受益者における負担の公平性を確保するため、サービスの提供に必要な費用のうち利用者に対してどの程度の負担を求めることが妥当であるかという観点から議論することが必要ではないかと考えます。</p> <p>利用料金について、ガイドラインに基づく検証を行い、現行料金の見直しの必要性を検討した上で、適正な料金設定とするよう努めてください。</p> | <p>スポーツ施設の利用料金については、供用開始当初より変更しておらず、現在、一部スポーツ施設の利用料金が利用率の割に他市に比べ安価であることは認識しています。</p> <p>今後は、受益者負担適正化ガイドラインとの整合性を考慮したうえで現行利用料金の見直しを検討します。</p> |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部課 | 監査項目 | 監査結果の内容(概要) | 措置結果の内容(概要) |
|----|------|----|------------------------------------|--|--|--|
| 4 | 財援 | 67 | 都市整備部 市街地整備課(国際ライフパートナー株式会社関係) | 公益施設の収支決算等の状況について | <p>仁川駅及び壳布神社駅の駅前地区の活性化を図り、もってまちにぎわいを創出するために設置した公益施設については、令和元年度から指定管理者制度を導入し、国際ライフパートナーが施設の管理運営を行っています。</p> <p>稼働率を高めるための取組について、「利用者以外の来館者を増やすため、まずは公益施設を知ってもらえるよう、コロナ禍では難しかった憩いの場作りに努める。また、四季折々の装飾で公益施設内を飾り、隣接する屋上庭園には草花を植えて、地域の方に来ていただけるよう引き続き取り組む。集客事業の柱であるイベントについては、スタッフの創意工夫で、気軽にやってみたい、参加してみたいと思えるような自主事業を展開し、公益施設利用者を増やしていくいたいと考えている。」旨の説明を受けました。スタッフの手作りで季節ごとの飾りつけや屋上庭園の整備を行うなど、公益施設のイメージアップにつながる取組を進めていることや各種自主事業に新たに取り組んでいることは評価できます。</p> <p>所管課においては、公益施設の設置目的である、まちにぎわい創りをより一層推進するため、指定管理者と連携し、公益施設のPRや魅力的なイベントの開催など、稼働率向上のための効果的な取組を引き続き実施するよう努めてください。</p> | <p>稼働率向上のための取組については、現在、施設改修とイベントなどを通じて利用者への呼びかけなど、具体的に進めている所です。まず、施設改修においては、さらら仁川で利用者から要望のあった、各部屋のWi-Fi環境の充実を予定しているほか、ビビアめふでは、ダイニングキッチンにLED照明、鏡及びスクーリーンの設置を行い、料理以外の用途でも少人数の会合や利用者から要望の多いヨガ・ダンス等に活用できるよう、改修を進めております。</p> <p>また、利用者への呼びかけについては、単発あるいは短期間の利用者に対して定期的な利用に関する相談や案内を行っています。さらに、少しでも施設を知ってもらい、会議室等の利用を増やすため、従来定期的に実施してきたイベントだけでなく、他の公共施設(兵庫県立美術館など)と連携した新たな分野の催し展開も行っています。</p> <p>以上、引き続き指定管理者と協議し、連携しながら稼働率向上に努めていきます。</p> |
| 4 | 財援 | 68 | 社会教育部 スポーツ振興課(宝塚ウエルネスライフレンジグループ関係) | 高司グラウンド及び壳布北グラウンドにおける自主事業に係る収支決算状況について | <p>高司グラウンド及び壳布北グラウンドの指定管理者は、平成30年度までは宝塚市スポーツ振興公社が、令和元年度からは公募により現在の宝塚ウエルネスライフレンジグループが指定されています。平成30年度と令和3年度の自主事業に係る収支決算状況を比較すると、壳布北グラウンドについて収支差額は大きく変化していませんが、高司グラウンドについてはタイガースアカデミーベースボールスクール、サッカースクールの定期的な開催により参加人数、収支差額とも大幅に増加しています。これらは事業者の工夫により利用者ニーズや収益性の高い自主事業を積極的に実施している取組として高く評価できます。引き続き、利用者ニーズの高い自主事業を実施することにより、スポーツ施設を活用した地域の活性化や更なる収支改善を図るとともに、他のスポーツ施設においても同様の取組が積極的に実施されるよう、所管課においては情報の共有に努めてください。</p> | <p>現指定管理者に変更となってから、高司グラウンドにおける自主事業収入が大きく増大したことについては把握しており、利用者ニーズの則した事業展開として高く評価しております。また、壳布北グラウンドについても、会議室を会場として事業展開していることについても高く評価しています。</p> <p>各施設において、平日日中等利用率の低い時間帯が存在するので、それらの施設を有効活用できるよう、他指定管理者で実施している事業の情報や状況を共有し、利用者ニーズに基づいた事業展開ができるように、各指定管理者を支援します。</p> |